

犬山かがやきプラン

犬山市教育振興基本計画



犬山市・犬山市教育委員会
平成 27 年作成

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 教育振興基本計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 犬山市の教育の基本的な考え

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 施策の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 各課の施策と具体的な取り組み

■学校教育課「学びの心を育む」

- 1. 基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

■社会教育課「学びを深める」

- 1. 基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3. 目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■歴史まちづくり課「学びを広げる」

- 1. 基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2. 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3. 目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 計画の策定と実現

- 1. 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

犬山市教育委員会では、小中学校において少人数学級による学級編制や少人数授業・TT授業などの学習環境を活かした教育課程の創造を学校の創意工夫に委ね、教育委員会が学校を支援するシステムを充実するように努めています。また、市民の学習意欲を高め、生きがいのある充実した生活が営めるよう、社会教育・社会体育の領域にわたって、学びの機会の提供、指導者の育成、施設の拡充に努めています。さらに、「まちづくり」は「ひとづくり」の基本理念のもと、「犬山」固有の歴史的・文化的資源を再発見・再認識することにより、地域を愛し、郷土に誇りがもてる人材の育成を促進し、地域とともに成熟した「市民社会」の構築を図っています。



こうした中、犬山市においては、出生数の減少にともなって年少人口が減り、学校教育を受ける人口の減少が見込まれています。また、人々の生活スタイルの変化に伴って、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変わってきています。そして、地球規模で、情報や資源、人や技術などが交流するグローバル化が進んでいると同時に、環境の保全に役立つとする意識や知識を持った人材の育成に努めることが求められています。市民一人ひとりが社会の一員として、生涯にわたって地球の環境を護りながらグローバル化の社会を持続発展させるため、教育の果たす役割は大きいと考えます。

こうした中、犬山市においては、出生数の減少にともなって年少人口が減り、学校教育を受ける人口の減少が見込まれています。また、人々の生活スタイルの変化に伴って、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変わってきています。そして、地球規模で、情報や資源、人や技術などが交流するグローバル化が進んでいると同時に、環境の保全に役立つとする意識や知識を持った人材の育成に努めることが求められています。市民一人ひとりが社会の一員として、生涯にわたって地球の環境を護りながらグローバル化の社会を持続発展させるため、教育の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育むことが大切だと考えます。また、歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが犬山市への誇りと愛着を持ち続けるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできる施策を創造したいと考えます。

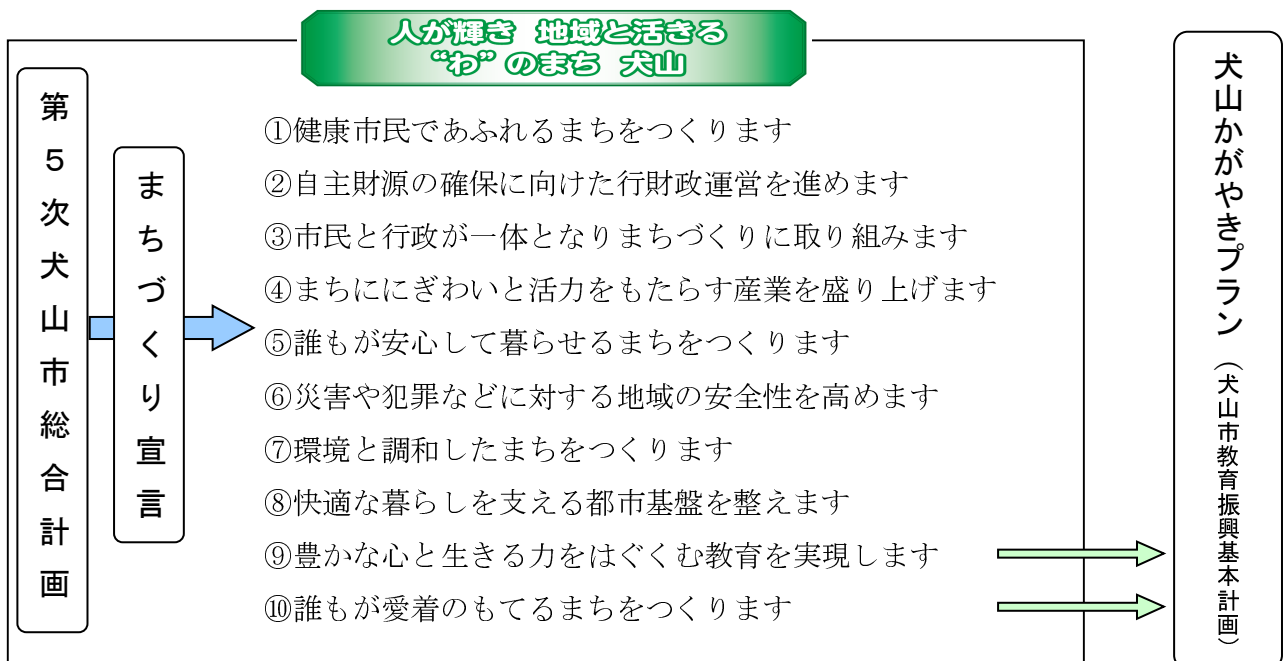
この「犬山かがやきプラン（犬山市教育振興基本計画）」は、こうした施策を整理し、次代を展望した総合的な計画としてまとめるものです。教育改革や学校を支援してきた学校教育の施策をはじめ、社会教育・社会体育の観点や犬山の歴史・文化をふまえた人づくりなどについて、創造する教育の方向性や目標を明らかにするものでありたいと思います。

2. 計画の位置づけ

犬山市では、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政がまちづくりをすすめる第5次犬山市総合計画を策定しています。この総合計画では「人が輝き 地域と生きる”わ”のまち 犬山」をテーマにしています。そして、「犬山かがやきプラン（犬山市教育振興基本計画）」は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、第5次犬山市総合計画の個別計画となります。



また、犬山市教育委員会の施策を組み立てていくことや適切な教育環境を整えるための指針、犬山の教育を進展させる目標としたいと思います。



3. 計画の期間

学習指導要領は約10年ごとに改定されており、現行小中学校学習指導要領については平成20年に改定案が示されています。このことから、次期小中学校学習指導要領の改定案が示されるのは平成30年頃と思われます。学校教育はもとより、生涯学習や伝統文化の面からも学習指導要領の改定時期が計画期間のよりどころとなります。したがって、この計画は、平成27年度から平成30年までのおおむね4年間に目指すべき教育の目標を示すとともに、その実現に向けて計画的に取り組むべき施策を定めます。なお、計画期間中において法律の改正等が生じた場合は、必要な見直しを図ります。

4. 教育振興基本計画体系図

目指すまちの姿 ～ 人が輝き 地域と活きる“わ”のまち 犬山 ～

教育の基本理念 「学びの心を育む」「学びを深める」「学びを広げる」

学校教育課

目標 1 質の高い学びをつくりま す。	施策 1 少人数学級編制と少人数・TTによる授業づくり 施策 2 市費の常勤・非常勤講師の適正配置 施策 3 教職員の資質や力量向上
目標 2 学ぶ環境を整えます。	施策 4 授業の指導法を工夫改善 施策 5 教育環境の整備、学校施設・設備の整備
目標 3 学ぶ子どもたちを支えま す。	施策 6 未来園・幼稚園・小学校・中学校との連携 施策 7 特別支援教育の充実 施策 8 日本語学習等支援の充実
目標 4 自ら学び、学び続ける気 持ちを育みます。	施策 9 図書館機能の向上、関係機関の連携・強化 施策 10 地域で学ぶ機会の充実
目標 5 心を育みます。	施策 11 道徳性・社会性の向上 施策 12 ボランティア活動の推進 施策 13 文化芸術の振興・活用
目標 6 夢を育みます。	施策 14 外国語教育、知性や技術・技能の育成、キャリア教育の 推進 施策 15 理数教育への興味・関心や知的探究心を高める取組と理 数教育にかかわる教員の資質向上
目標 7 体を育みます。	施策 16 スポーツの振興 施策 17 食に関する指導の充実、規則正しい食生活の啓発 施策 18 心身の健康づくり・健康教育
目標 8 子どもたちの安心・安全 に努めます。	施策 19 子育て支援の促進、児童虐待の防止 施策 20 日常の安心・安全 施策 21 いじめ・不登校等への対応の充実、相談体制の充実

社会教育課

目標 1 自ら学び、教養を深める 事業を行います。	施策 1 犬山市民総合大学開催事業 施策 2 犬山市子ども大学開催事業
目標 2 青少年の健全育成を図り ます。	施策 3 犬山市青少年センター機能強化事業
目標 3 中学校の文化系部活動を サポートします。	施策 4 中学校文化系部活動指導者派遣事業
目標 4 生涯学習の礎を築きま す。	施策 5 公民館講座の発展・充実 施策 6 公民館施設などの見直し
目標 5 知の好奇心を高め、読書 活動を推進します。	施策 7 犬山市立図書館のネットワーク事業 施策 8 子ども読書活動推進事業
目標 6 芸術・文化に親しむ機会 を提供します。	施策 9 犬山市民文化会館自主事業 施策 10 芸術・文化振興事業
目標 7 スポーツの拠点施設を整 備をします。	施策 11 新体育館建設事業 施策 12 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営
目標 8 中学校の部活動をサポー トします。	施策 13 中学校体育系部活動指導者派遣事業
目標 9 スポーツ事業の普及・推 進を図ります。	施策 14 スポーツ推進委員事業 施策 15 スポーツ少年団事業 施策 16 総合型地域スポーツクラブ事業 施策 17 学校体育施設開放事業 施策 18 小学校ふれあい運動会開催事業 施策 19 マラソン大会事業

歴史まちづくり課

目標1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。

- 施策1 犬山城城郭遺構調査事業
- 施策2 犬山城天守耐震診断事業
- 施策3 史跡東之宮古墳整備事業
- 施策4 民俗文化財保存伝承事業
- 施策5 犬山祭車山保存修理補助事業
- 施策6 「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業

目標2 歴史・文化のネットワークづくりを進めます。

- 施策7 青塚古墳史跡公園活用・管理事業、犬山城城郭遺構調査事業

目標3 城下町地区の整備を進めます。

- 施策8 伝統的建造物保存事業

第2章 犬山市の教育の基本的な考え

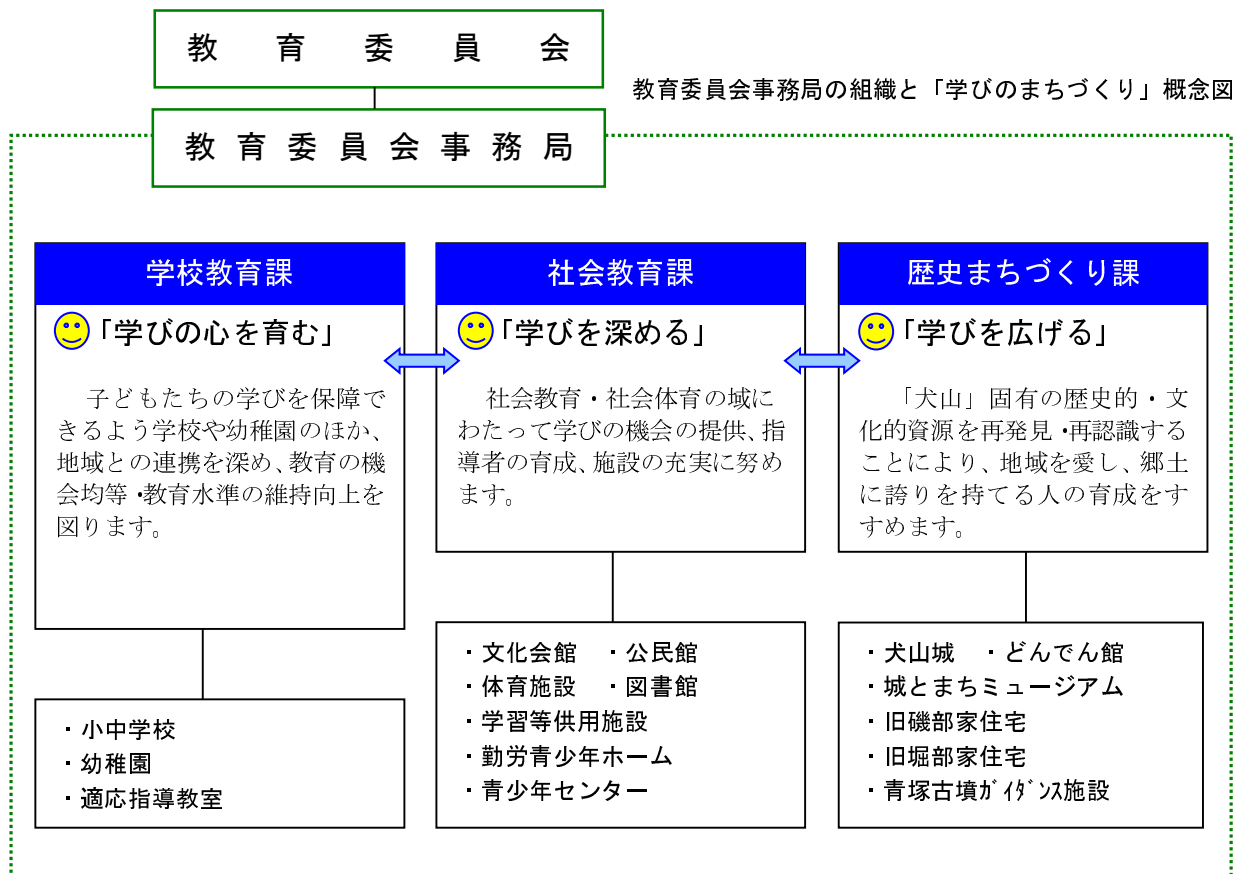
1. 基本理念

教育は地方分権が基本で、市区町村は独自の教育施策を展開することができます。こうした制度のもと、犬山市教育委員会は、「犬山の子は犬山で育てる」という基本理念を掲げ、生涯にわたって自ら学び続ける人づくりをめざします。

2. 施策の進め方

「学校教育課」「社会教育課」「歴史まちづくり課」の3課が「学びの心を育む」「学びを深める」「学びを広げる」という考え方に立ち、それぞれの役割を果たして「学びのまちづくり」というテーマの実現に努めます。

- 😊 「学びの心を育む」 自ら興味と関心をもって探求しようという意欲であり、学びの場や機会を通じて育むものにとらえています。
- 😊 「学びを深める」 継続性や専門性に基づき、外部からの刺激を受けたり、価値観を豊かにしたりすることで深めるものにとらえています。
- 😊 「学びを広げる」 自らの学びに終わらず、仲間や他の学習者・家族・地域住民にまで波及させたり、他の分野で活かされたり、逆に他の分野のことが相互に活かされたりすることで広げるものにとらえています。



第3章 各課の施策と具体的な取り組み

■学校教育課「学びの心を育む」

1. 基本的な考え

犬山の学校教育は、人格の完成をめざし、すべての子どもの学びを保障することを主眼としています。また、学校では、子ども同士、子どもと教師の温かなふれあいの中で「学び」が深まり、子どもたちに豊かな人間性と確かな学力を育むよう努めなければなりません。

学校づくりでは、「めざす子ども像」「めざす教師像」「めざす学校像」を明確にすることが大切です。そして、市内の各学校が「犬山の子は犬山で育てる」という共通の目標を持ち、それぞれの学校づくりを追い求めていきます。

■ めざす子ども像

自ら学ぶ力を身につけた子ども

自ら学ぶ力を身につけた子どもとは、基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大事にし、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を身につけた子どもです。

■ めざす教師像

自ら学び続ける教師

自ら学び続ける教師は、日常の授業や子どもの育ちを振り返り、学び合う教師集団が教師同士で成果を共有したり高め合ったりする同僚性を育みます。そして、この同僚性に支えられた内からの動機づけで継続的に授業に工夫を凝らし改善を重ね続けます。

■ めざす学校像

自立する学校

自立する学校は、教育委員会の支援のもとで、教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常が提供できるようにします。そして、「子どもが通いたい学校」「親が通わせたい学校」「教師が働きがいをもてる学校」「地域に信頼される学校」「学びの文化を根づかせる学校」をつくります。

2. 方針

犬山では、「犬山の子は犬山で育てる」という考えのもと、子どもの人格形成と学力保障をめざし、学びを広げ深めるために、少人数学級、少人数授業・TT、副教本・副教材などの作成・活用、2学期制（参照：別冊資料 犬山の2学期制）の導入、学び合いの授業づくりなど、さまざまな取り組みを進めてきました。学習指導要領の趣旨を踏まえ、これまで進めてきた様々な取り組みを継続・発展させながら、新しい時代の義務教育の推進に努めます。

3. 目標と施策

目標 1 質の高い学びをつくります。

学力には、「基礎的な学力」と「自ら学ぶ力」があると考えます。前者は、いわゆる読み・書き・計算などの基礎基本として大切な力です。後者は、生涯にわたって何をどのように身につけていくかという子ども自身の学ぶ力です。子どもたちが仲間とともに学び合い、人間的な成長をともなってこうした学力が育まれるよう質の高い学びをつくります。

施策 1 少人数学級編制と少人数・T Tによる授業づくり

①少人数学級編制

県費加配教員の配置に加え、市費負担教員を採用するとともに、校務分掌を工夫するなど学校の努力で学級担任を増やし、30人程度の学級編制に努めます。

②少人数・T T授業

市費と県費の非常勤講師を配置し、算数・数学、理科、英語などの授業で、きめ細かな指導や支援に努めます。



施策 2 市費の常勤・非常勤講師の適正配置

①授業改善犬山プラン（参照：別冊資料 授業改善犬山プラン）

各学校が行う、少人数学級編制、少人数・T T授業、特別支援教育などが充実するよう、学校の実状に応じて、単年度ごとに市費の常勤・非常勤講師の人的配置を策定します。

②市費教職員の採用、研修

よりよい人材を確保するため、採用時の選考計画の適正に努めます。また、採用後も市費の常勤・非常勤講師の指導力や資質の向上のため研修を充実させます。

施策 3 教職員の資質や力量向上

①少経験者教員の資質や力量向上

経験豊富な教師から授業づくりや学級づくりなどを学ぶ少経験者研修会を企画し、経験の少ない教師の資質や力量を向上させます。

②全ての教職員の資質や力量向上（参照：別冊資料 教員向け学校公開日相互研修一覧表）

各学校が年間を通じて教員向け学校公開を行い、市内全ての教職員がお互いの授業を見たり授

業研究に参加したりして、一人ひとりの教職員が授業の工夫改善に努めます。また、この学校公開に併せ、経験豊かな教師の授業づくりを学ぶ機会を設けます。

③学校ごとの教育研究

各学校では、教職員が成果と課題を共有し、よりよい授業や特色ある学校をめざす研究テーマを設けて現職教育研究を行います。

④就学前の保育活動の理解

子ども未来園1日体験研修を企画し、小学校の1年担任や若手の教師が保育活動を体験して就学前の子どもたちの様子を把握し、学校での指導や支援に生かします。また、幼稚園・保育園の先生との連携を深めます。

目標2 学ぶ環境を整えます。

子どもたちが学ぶ環境には、学習教材等のソフト面はもとより、教える喜びを感じるという内発的な動機付けに支えられた教師集団の存在が不可欠です。授業に工夫を凝らし、手ごたえを感じ取りながら学び続ける教師の資質向上に努めます。また、安全安心で教育効果のあがる学校環境が保てるよう施設・設備などのハード面でも環境整備の充実に努めます。

施策4 授業の指導法を工夫改善

①市内教職員の共通理解

授業の工夫改善について市内教職員の共通理解を図るため、年度ごとにテーマを掲げて授業創造交流会を開催します。市内の教職員が集まり、各校における実践研究を発表したり授業の工夫改善の成果を共有したりして、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

②犬山ならではの授業づくりの理解促進

学校の要請に応じて、授業づくりコーディネーター（犬山で勤めた経験豊富な教員経験者）を派遣し、主に若手の教員に対して、学級経営や授業の指導法などについてアドバイスをします。また、犬山で培われた子ども主体の授業づくりのあり方を継承します。

③目の前の子どもに合った副教本・副教材などの作成

犬山市独自で副教本・副教材などをつくります。こうした副教本・副教材などで魅力ある授業を提供するとともに、学ぶ喜びを味わわせ、子どもたちが自ら学ぼうとする授業づくりをすすめます。

施策5

教育環境の整備、学校施設・設備の整備

①教育環境の整備

施設・設備の改修、備品などの整備を計画的に進め、子どもたちが安心して快適に学べる学校の生活環境を整えます。

②校舎改修計画

校舎建築や改修について調査研究を行い、学校規模の適正化に向けた取り組みも踏まえつつ、校舎改修計画を進めます。

③小規模校の学習環境の整備

小規模校3校ネットワークをつくり、1学級数名という小規模校の子どもたちが多人数の中で学ぶ経験ができるよう栗栖・今井・池野小学校がWEBカメラを活用した合同授業や3校そろっての交流活動を行います。

④読書環境の整備

市立図書館と学校図書館のネットワークを活用し、図書利用の利便性を高めます。

目標3 学ぶ子どもたちを支えます。

子どもたちは、就学前から学びの基礎となる体力や豊かな情操、社会性を育み始めています。それぞれの子どもたちが置かれている状況やニーズを踏まえ、小学校へ、そして中学校への円滑な接続に向けた保幼小中の連携が必要です。また、学習や学校生活で困難さのある子どもたちの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めることができるよう学ぶ子どもたちを支えます。

施策6

未来園・幼稚園・小学校・中学校との連携

①幼保小連携推進

保育士や教諭が互いに情報交換に努めたり合同の研修を行ったりして、幼稚園・未来園（保育園）から小学校への円滑な接続を図ります。

②小中連携

学習や学校生活などについて小学校と中学校の適切な接続を図るため、中学校区を同じくする小学校中学校が連携を深め、指導法の工夫改善の研究をします。



③円滑な就学

保育や子育てなどの拠点施設である子ども未来センターと教育委員会が諸課題を共有し、就学前から就学後までの一貫した指導や支援ができるよう努めます。

施策7 特別支援教育の充実

①特別支援学級

各学校の特別支援学級担当者が犬山市小中学校特別支援学級連絡協議会を組織し、各学校の特別支援学級の交流活動の企画・運営や情報交換を通して特別支援教育の充実を図ります。

②子どもへの支援

学習や生活で困難さのある子どもたちの支援を行うため、小中学校に特別支援教育支援員を配置します。また、適切な支援ができるよう特別支援教育支援員の研修も行います。

③各学校の特別支援教育

各学校の特別支援教育コーディネーターが犬山市教育研究会特別支援教育研究委員会を組織し、各学校の成果や課題を共有して特別支援教育について、支援のあり方の協議を深めます。

④犬山市の特別支援教育

特別支援教育の振興と推進を図るため、関係機関や校長会、教頭会などの代表者で犬山市特別支援教育連絡協議会（参照：別冊資料 犬山市特別支援教育連絡協議会の設置・運営）を組織し、特別支援学校や学識経験者の助言の下、犬山市としての特別支援教育のあり方について協議を深めます。

施策8 日本語学習等支援の充実

日本語指導が必要な子どもが在籍する学校に語学指導員を派遣し、日本語を学ぶ子どもたちや保護者を支援します。また、県の事業を積極的に活用して日本語指導教室を開き、母語が異なる子どもたちの日本語理解と学校生活への適応を図ります。

目標4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます。

読書は、知識を広げるとともに想像力や思考力を育んだり、自らの生き方を考えたり夢を広げたりします。子どもたちがよい本に親しむ習慣ができるよう、学校図書館の充実や市立図書館の活用推進、読書指導や読書活動の充実を図ります。また、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制など構築事業として、社会教育課が開催する犬山市子ども大学への参加を促し、子どもたちが、学校の休業日にも地域で学ぶことができるようにします。

施策9 図書館機能の向上、関係機関の連携・強化

市立図書館や図書館司書と連携して学校の図書館を整備したり読書に関する行事を企画したりして、子どもたちの読書活動を促します。

施策10

地域で学ぶ機会の充実

社会教育課が企画する「犬山市子ども大学」「犬山市民総合大学」などの各種講座（お茶、美術、実験工作、自然教室など）を活用し、子どもたちが犬山の特性や伝統文化を地域で学べる機会を充実させます。

目標5 心を育みます。

社会の一員としての自覚を高めたり、豊かな心や人間性を育んだりするために、地域での交流活動や体験活動、道徳・人権にかかわる教育などを一層充実させます。また、文化・芸術の振興を図るとともに、地域の伝統や歴史を理解する取り組みを幅広く推進します。

施策11

道徳性・社会性の向上

①命を大切にする教育

各校の養護教諭が中心となって、命を大切にする授業の実践や研究を行い、子どもたちの心身の健康づくりに努めます。

②道徳教育の充実

少人数による学び合いの授業や道徳の時間を中心に、あらゆる教育活動を通して、豊かな人間性の育成に努め、道徳的実践力を高めます。また、各学校の学校公開日などで道徳の授業を公開し、道徳教育について保護者や地域の方々との共通理解に努めます。

施策12

ボランティア活動の推進

①福祉に対する理解

犬山市社会福祉協議会と協力して、手話・点字・車椅子などの体験学習を行い、福祉に対する理解や支援の在り方を学びます。

②小中学生の保育体験

福祉課の協力を得て、小中学生が福祉施設や保育園での保育体験を通して子育てや保育について理解を深めます。

施策13

文化芸術の振興・活用

①市音楽会・児童生徒作品展

市音楽会で、市内の小中学生がお互いに器楽合奏や合唱を発表したり鑑賞したりします。また、児童生徒作品展を企画し、小中学生の絵画や立体作品などを展示したり鑑賞したりしま



す。こうした取り組みで、身近な芸術に触れる機会をつくります。

②心を育むプロジェクト

豊かな心の成長を願って平成26年度に制作・策定した犬山こころの歌「未来に向かって」〔小学校〕・犬山こども人権宣言「笑顔への誓い」〔中学校〕の趣旨を引き継ぎ、健全な心を育みます。

③中学校部活指導者派遣の活用

中学校への吹奏楽指導者派遣（社会教育課の事業）を活用し、専門的な指導の下で吹奏楽部が活動できるようにします。

④郷土の理解

犬山城、文化資料館など市内の史跡や史料館を郷土学習の拠点とし、小中学生の見学や教職員の研修の場として活用します。

目標6 夢を育みます。

子どもたちが、夢をもって自立をして社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるようにしたいと考えます。そのため、その基礎となる力を育み、社会を維持し、支える人材として必要な資質を養う施策を幅広く推進します。

施策14 外国語教育、知性や技術・技能の育成、キャリア教育の推進

①外国語活動・英語教育

犬山市独自で、ネイティブの英語指導講師とJTEが連携して授業づくりができるカリキュラを作成し、外国語活動・英語教育の指導法の工夫改善を進めます。

（参照：別冊資料 「授業改善犬山プラン」による人的支援）

②持続可能な発展のための教育

持続可能な発展のための教育（ESD）の視点に立った学習指導を研究し、その発展を目指すユネスコスクールに向けて進んで参加します。

③キャリア教育・職業観

夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業、あいち出会いと体験の道場推進事業（県の事業）を活用し、達人のもとでものづくりを体験したり職場体験を行ったりして、働くことや学ぶことの基盤を育みます。そして、小中学校それぞれの発達段階に応じ、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を養います。

施策 15 理数教育への興味・関心や知的探究心を高める取組と理数教育にかかわる教員の資質向上

① T T 指導

小中学校ともに、算数・数学の授業でTT指導を取り入れます。また小中学校の理科でも講師と担任で実験や観察などの学習が安全で充実するようTT指導による授業づくりを進め、子どもたちが興味を持って学べるようにします。



② 算数・理科の教材・副教本の活用

教師の手作り教材や地域の素材を取り入れるなどして子どもたちに市独自の教材を提供し、理数教育への興味・関心や知的探究心を高めます。

③ あいちC S T 事業（県の事業）の活用

中核的な役割を担う教員（コア・サイエンス・ティーチャー＝C S T）を養成し、小・中学校の理数教育の向上を図ります。

目標7 体を育みます。

子どもの健やかな体を育むために、学校での体育や部活動の他、地域で催されるスポーツへの参加を促進します。また、子どもの健康の保持増進のため、安心安全な給食の提供に努めるとともに、規則正しい食生活の啓発、食に関する指導など食育や健康教育を推進します。

施策 16 スポーツの振興

中学校への運動部指導者派遣（社会教育課事業）を活用し、地域の専門的なスポーツ指導者の下で運動部が活動できるようにします。また、市のマラソン大会など、社会教育課が企画するスポーツ行事への参加を薦め、市民としてスポーツに親しんだり健康づくりの意識を高めたりします。

施策 17 給食・食に関する指導の充実、規則正しい食生活の啓発

① 自校で給食調理

民間業者に委託して各学校の給食室で調理し、安心安全で健康の保持増進のための給食を提供します。

②栄養職員配置

県費で栄養教諭、栄養職員が配置されていない小中学校に市費の栄養職員を配置し、各学校の調理業務の適切な管理や進行に努めます。

③食に関する調査研究

各学校の栄養教諭、栄養職員が中心となって調査研究を進め、食生活の向上を図ります。

④食育

学級担任と養護教諭、栄養教諭、栄養職員が協力して、健全な食生活、食文化の継承、健康の保持増進などの学習指導を行います。また、家庭へも食のあり方などについて啓発に努めます。

施策 18 心身の健康づくり・健康教育

生涯を通じて健康な生活の保持・増進に努めようとする資質や力を養うため、学校保健活動として健康教育を推進し、心も体も健やかな児童生徒を育てます。

目標8 子どもたちの安心・安全に努めます。

子育ての支援、食の安全やアレルギー、いじめや不登校など子どもたちの安心・安全を一層確保することが必要です。学校、家庭、地域、関係機関の連携を深め、子どもたちが安心して学べるように努めます。

施策 19 子育て支援の促進、児童虐待の防止

子ども未来センターや子ども未来課との連携の下、子育ての観点から福祉・医療・児童相談所や警察などの諸機関との連携を密にし、子育て支援の促進や児童虐待の防止に努めます。

施策 20 日常の安心・安全

①安心・安全な給食の提供

生産者の顔が見える安心安全で新鮮な地元の食材を使った給食の提供に努めます。また、給食調理環境の改善と衛生管理の徹底を図ります。食物アレルギーのある子どもには、きめ細かな対応に努めるとともに、教職員は食物アレルギーに関することや緊急時の対処法について理解を深めます。

②通学路の安全

犬山市通学路安全対策連絡協議会を開催し、警察や市の担当課などと連携を深め、交通安全・防犯・災害など、通学路での安心・安全について協議を進めます。

①相談活動

県のスクールカウンセラーを学校へ派遣し、教職員・保護者などとの相談体制を整えます。

②不登校児童生徒の学校復帰

適応指導教室「ゆうゆう」に専門的な職員を置き、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行います。

③卒業後の相談・支援

社会教育課と連携して、青少年センターの機能を強化し、いじめ・非行・引きこもりなどの解消に向けた相談・支援を行います。

■社会教育課「学びを深める」

1. 基本的な考え

○市民の学習意欲を高め、生きがいのある充実した生活が営めるよう、社会教育・社会体育の領域にわたって、学びの機会の提供、指導者の育成、施設の整備に努めていきます。

2. 方針

■ 社会教育の環境づくり 生涯学習施設、スポーツ施設の整備・統廃合

○市民の多様な学びのニーズに応え、学ぶ喜びを感じてもらえるよう、生涯学習事業を多角的に展開し、個人の資質や能力の向上を図り、一人ひとりが犬山市民としての誇りと自信を持って活動していくことができる環境を整えます。また、公民館など老朽化した社会教育施設を見直し、時代に合った運営方法を検討するとともに、施設の維持、整備に努めます。

■ 社会教育の拠点づくり 生涯学習施設、スポーツ施設の新設・充実

○図書館を市民の生涯学習のニーズに応える中心的な拠点として位置づけ、蔵書の充実によって市民と図書資料を結び付けるとともに、イベントを通して様々な文化的事業に触れる機会を提供します。また、市民スポーツの拠点施設として新体育館を建設し、多目的スポーツ広場とともに活用を図ります。

■ 社会教育の機会づくり 生涯学習施設、スポーツ施設を利活用した事業展開

○地域、行政、学校などとの連携を深め、芸術・文化・スポーツに親しむ機会を拡充することにより、心身ともに豊かな健康市民づくりに努めます。また、社会教育情報サイト「まなびナビ」を通して積極的に情報発信を図り、事業PRに努めていきます。

3. 目標と施策

目標1 自ら学び、教養を深める事業を行います。

◇犬山市民総合大学や犬山市子ども大学などに、市民ニーズを把握しながら著名人や地元で活躍する講師を迎えることで、市民の主体的な学びを応援する魅力的な事業を展開していきます。また、自らが学ぶ機会を得ることで、教養を深め、広げられるような環境を整えます。

施策 1

犬山市民総合大学開催事業

①市民のための「総合大学講座」の開講

「いつでも」・「どこでも」・「誰でも」自ら学ぶこ

とができる生涯学習の場として、特色のある魅力的な講座を提供していきます。



②多様で幅広い学部制

市民の知的教養を高めることを目的とする「一般教養学部」と、「文学部」「歴史文化学部」「環境学部」「スポーツ学部」「健康学部」の5つの

「専門学部」を開講します。受講者数は、全学部で1,000人を想定しています。

③公開講座の開講

より多くの市民に受講の機会を提供し、市民総合大学に関心をもってもらうため、著名人を講師に迎える公開講座を年2回ほど開催し、事業に広がりをもたせます。

施策 2

犬山市子ども大学開催事業

①子どもたちのための「大学講座」の開講

「地域の子どもは地域で育てる環境づくり」を目指して、地域で活動しているNPO法人・犬山市民活動支援センターの会と連携し、犬山市子ども大学を開催していきます。



②郷土愛を育み、日本の伝統文化を学ぶ

犬山の特性を学ぶ講座や伝統文化である「お茶・お花」や、美術、囲碁・将棋、実験工作、自然教室な

どの講座（約20講座）を、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業として開催します。受講者数は、約400人を想定しており、地域の大人がボランティア参加することで講座を補助し、子どもたちとの交流を深めます。

目標 2 青少年の健全育成を図ります。

◇地域、学校、職場、関係機関・団体との緊密な連携を深め、犬山市青少年センターが従来から行っている相談活動を充実させることに加えて、市青少年問題協議会、市青少年健全育成市民会議などの事務局機能を担いながら、次世代の犬山を担う青少年の健全育成を目指した活動を推進し

ていきます。

施策3 犬山市青少年センター機能強化事業

①青少年問題への対応

いじめや引きこもり、ニートの増加など、青少年の抱える問題がより多様化しているため、相談機能の強化とともに、青少年問題協議会、青少年センター運営協議会、青少年健全育成市民会議などがスクラムを組み、地域ぐるみの対応を進めていきます。



②青少年支援のためのネットワーク形成

青少年センターを青少年の健全育成の拠点とし、地域ぐるみで困難を有する青少年を支援するためのネットワーク（子ども・若者育成支援協議会）形成に向けた基盤づくりに努めます。

③青少年支援のためのキャリア教育

青少年に対するキャリア教育事業として、適応指導教室に通う不登校の児童・生徒を対象としたICT講座や、就労支援のためのICT講座などを、NPO団体との連携により開催していきます。

目標3 中学校の文化系部活動をサポートします。

◇個人や団体で取り組む中学校の文化系部活動に対し、的確に指導・助言・サポートできる指導者の発掘・活用を積極的に推進し、レベルアップを図ります。

施策4 中学校文化系部活動指導者派遣事業

①中学校の音楽関係部活動に外部指導者を派遣

音楽関係の部活動では、生徒たちの楽器演奏技術の向上と、安定した指導者確保のため、中学校の吹奏楽部にセミプロとして活躍している講師や、音楽生などを20人程度、外部指導者として派遣する事業を、NPO法人犬山音楽文化協会に委託して引き続き実施していきます。

目標4 生涯学習の礎を築きます。

◇公民館で開設する講座を、バラエティに富んだ内容とすることで、市民の学習意欲を高めます。併せて、学習成果の発表の場を提供することで、開設講座に対する興味の喚起と新たな受講生の掘り起こしに努め、生涯学習のまちづくりを展開していきます。

施策5

公民館講座の発展・充実

①講座の開設を通じた受講生の掘り起こし

南部公民館を主会場に開催している公民館講座は、気軽に参加できる生涯学習の場として長年にわたり人気があるため、新たな講座メニューの開設や「1DAY講座」を開講することで、新たな受講生の掘り起こしに努めます。

②講座の集約化

南部公民館以外の社会教育関連施設で開講している講座と統廃合を図ることで、類似講座の集約化と施設利用の合理化を進めていきます。

③自主クラブと「習作展」

講座履修生が中心となって組織する自主クラブ(犬山まなびクラブ)の運営を支援するとともに、制作した作品を展示する「習作展」を開催することで、履修生の学習意欲向上に寄与します。

施策6

公民館施設などの見直し

①施設の一元化に向けた見直し

中核的な公民館として位置付けられる南部公民館は、市民文化会館と同一敷地内にあるにもかかわらず使用料の減免制度面が異なるため、一元化できるよう見直しを図ります。このため、根拠法令が異なる両施設を先ず統合する必要があるため、その実施に向けた調査・研究を進めます。

②今後を見据えた勤労青少年ホームの有効活用

働く青少年の福祉増進と、勤労意欲の向上を目的に開設された勤労青少年ホームは、時代とともにその利用形態や状況などが大きく変化してきたため、勤労青少年のための施設という位置づけから、他用途への転用を含めて今後のあり方と有効活用策を検討していきます。

目標5 知の好奇心を高め、読書活動を推進します。

◇暮らしに役立つ生涯学習を援助する立場から、市立図書館を地域社会と一体感のある施設として整備を進めていきます。また、誰もが気軽に立ち寄り、利用できる施設として、市民の心を育み、長い生涯を通じて、どのライフステージにおいても親しく付き合いのできる図書館ネットワークが整った「図書館のまち犬山」の実現を目指します。

施策7

犬山市立図書館のネットワーク事業

①蔵書構成とレファレンス業務

図書館司書の専門性を活かし、利用者に対する図書の貸出傾向や社会動向を把握しながら選書を行うことで、蔵書構成の方向性を決めていきます。また、レファレンス業務（利用者が行う調べものに対する必要書籍の提供など）を充実することで、利用者ニーズに積極的に応えていきます。

②学校図書館とのネットワーク化

市立図書館本館と楽田ふれあい図書館の所蔵情報が、市内小・中学校内に設置されている学校図書館とのネットワーク化によって検索が可能となっており、希望する図書を学校まで配本することで、児童・生徒の調べもの学習の補助や読書意欲の向上に役立てます。

施策8

子ども読書活動推進事業

①若年層への読書活動の推進

平成25年3月に策定した「犬山市子ども読書活動推進計画」（計画対象：乳幼児から中学生までを中心とした概ね18歳以下の者）に基づき、図書館ボランティア団体と連携しながら児童・生徒を主とした読書活動の推進を図っていきます。

②図書館「一日司書」の実習や職場体験の実施

図書館に親しみを持ってもらうため、小学生などの「一日司書」や図書館見学のほか、中学生の職場体験、高校生のインターンシップを積極的に受け入れます。図書館の役割や、書物に関する知識を学ぶこうした機会の提供を通して、図書館の利用や読書についての意識を高めます。

目標6 芸術・文化に親しむ機会を提供します。

◇身近な場所で、気軽に安価に芸術・文化を楽しむことができる機会を提供します。また、広く市民を対象として新規に行う芸術性、創造性に優れた事業を企画する団体などに対し、市民文化会館大ホールやリハーサル室の催事当日における使用料を公費負担することで、芸術・文化活動に取り組む団体の裾野を広げていきます。

施策9

犬山市民文化会館自主事業

①芸術・文化活動の拠点施設

芸術・文化活動の拠点施設に位置付けている市民文化会館では、市民芸能祭や市民音楽祭などの市民祭典を中心とした自主事業を開催することで、市民が気軽に芸術・文化に親しめるよう努め

ます。

②共催事業への支援

広く市民を対象として、新規に行う芸術性、創造性に優れた事業を企画する団体などに対して、犬山市教育委員会が一定の条件の下で「共催事業」として支援します。

施策 10

芸術・文化振興事業

①市民芸能祭の開催

舞踊などの古典芸能をはじめとした舞台での発表会と、鑑賞の機会を提供する祭典である市民芸能祭を、犬山市文化協会芸能部が中心となって振興を図ります。また、発表会を通して新たな芸能団体の発掘にも努めます。

②市民展の開催

日本画・洋画・彫塑工芸などの美術作品と、俳句・短歌などの文芸作品を、市民から公募して展示発表する市内最大級の芸術祭典である市民展を、犬山市文化協会美術部が主管となって開催。市民が芸術に親しみ、鑑賞を通じた文化レベルの向上に寄与します。

目標 7 スポーツの拠点施設を整備します。

◇文部科学省の外局として「スポーツ庁」の誕生や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催など、スポーツを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。こうした観点からも、市民一人ひとりの目的やニーズに応じたスポーツ施設の整備は、健康市民づくりの観点からも重要であるため、身近で気軽に利用できる新たなスポーツ施設の建設と設備の充実に努めていきます。

施策 11

新体育館建設事業

①人工芝を施した多目的スポーツ広場

平成26年4月20日にオープンし、6月1日から一般利用を開始した羽黒中央公園（愛称：ハグスポ）の多目的スポーツ広場（羽黒字竹ノ腰）で、サッカーやフットサルを中心とした様々なスポーツやイベントでの利用を促進し、市民の健康増進を図っていきます。



②新体育館の建設

平成28年4月（予定）の完成に向けて新体育館建設が進んでおり、平成28年夏頃からの一般利用を目指し、新体育館建設検討委員会や庁内の関係部局などとともに、施設の円滑な管理・運営について決定していきます。新体育館内は、できる限り利用者にとって使いやすく、人に優しい建物とすることで、誰もが親しめる施設になるよう心掛けます。

施策 12 屋外・屋内スポーツ施設の適正管理・運営

①多様な屋外・屋内スポーツ施設

コート数を4面から6面に増設し、新たに夜間照明設備も整備した山ノ田公園テニスコートや、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の公認コースである栗栖芝生広場グラウンド・ゴルフ場のほか、山ノ田公園野球場、木曾川犬山緑地公園、武道館、弓道場、体育センターなどの屋外・

屋内スポーツ施設を利便性が高い施設とするため、NPO法人・犬山市体育協会などと連携し、適正に管理・運営していきます。

目標 8 中学校の部活動をサポートします。

◇個人や団体で取り組む中学校の体育系部活動に対し、的確に指導・助言・サポートできる指導者の発掘・活用を積極的に推進し、レベルアップを図ります。

施策 13 中学校体育系部活動指導者派遣事業

①中学校のスポーツ関係部活動に外部指導者を派遣

スポーツ関係の部活動では、指導者である教員の高齢化や実技指導力不足によって十分な活動が難しくなるなど、現在の学校体制だけでは指導が困難な状況となっています。このため、外部から指導者を派遣（各校10人程度）することで、部活動顧問のサポートと競技力の向上を、引き続き図っていきます。

目標 9 スポーツ事業の普及・推進を図ります。

◇地域に根差し、生活や地域そのものを豊かに発展させていく一つの要素として、スポーツの振興を図っていく必要があります。このため、行政・学校・地域などと連携した活動を展開し、スポーツ人口の底上げと、スポーツを通じた健康市民づくりの普及に努めます。また、NPO法人・犬山市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、市民大会やマラソン大会、ニュースポーツ講習会などを開催し、市民のスポーツ活動や健康増進活動を推進します。

施策 14 スポーツ推進委員事業

①ニュースポーツの普及・啓発

スポーツ基本法に基づき、住民へのスポーツ振興を目的として、実技指導・助言を行うスポーツ推進委員が、「だれもが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」「気軽に自由に楽しむ」ことができる生涯スポーツ、レクリエーションスポーツと言われるニュースポーツ（ショートテニス、ビーチボールバレー、ミニテニス、キンボール、カローリング、ユニホッケー、クロリティ、浮き球ベースボールほか）の普及活動や、小・中学校でのスポーツ教室の開催などにより、スポーツを通じた健康づくり、仲間づくりを企画し、実施していきます。

施策 15

スポーツ少年団事業

①スポーツを通じた青少年の健全育成

野球、ソフトボール、サッカー、バスケットボール、バレーボール、空手、少林寺拳法、バドミントンの8部会31団体（約1,300人）により、スポーツ活動を通じた子供たちの健全育成を図ります。また、スポーツ少年団の指導者不足のほか、少子化のため会員数が減少しているなどの要因を受け、市体育協会との結束を固めることで組織強化、競技者数の増加を図り、スポーツ少年団の活動支援を強化していきます。

施策 16

総合型地域スポーツクラブ事業

①スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造

地域住民による自主的・主体的な運営のもと、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供することを目的とした総合型地域スポーツクラブがスポーツによるまちづくりを展開していきます。

【犬山ポタリングクラブ】

自転車を使って、地域の観光・文化施設を巡るサイクリングを楽しむスポーツ団体です。他にも、ユニホッケーやノルディックウォーキングを行っています。

【日本健康サポート株式会社】

エアロビクスやヨガなどの14講座を、専門講師の指導の下、専用スタジオで開講しています。



施策 17

学校体育施設開放事業

①学校体育施設の有効活用

市内の全小・中学校の運動場（犬山中学校と東部中学校は夜間照明設備も含む）と体育館を、団体登録したスポーツ少年団やスポーツ団体に開放し、学校体育施設の有効活用を図ります。

また、その他の学校体育施設についても、スポーツを通じた市民の健康づくりに寄与する目的から、可能な範囲内で開放していきます。

施策 18

小学校ふれあい運動会開催事業

①小学校「ふれあい運動会」への取り組み

小学校ごとに開催される「ふれあい運動会」では、老若男女を問わずスポーツを通じた世代間の交流と、地域コミュニティの絆づくりに役立つ種目を取り入れることで、スポーツに親しむ機会

と場を提供します。

施策19 マラソン大会事業

①冬季二大スポーツイベントとしての「マラソン大会」
犬山市の二大マラソンである「犬山国際友好シティマ
ラソン」・「読売犬山ハーフマラソン」において参加
者

の満足度を高め、同時に市民を中心として参加意欲を
高める工夫を行い、スポーツに親しむ環境づくりを提
供します。



【犬山国際友好シティマラソン】

1キロ（ジョギング、競技用以外の車イス参加も可能）、3キロ（ジョギング）、5キロ（レース）、10キロ（レース）の部門を設定し、誰もが気軽に参加できる市民に身近なマラソンです。市民マラソン大会でとしても位置づけ、各部門優勝者の中から抽選で市民4人を、アメリカ・カリフォルニア州デービス市（姉妹都市）の「レイバー・デー・レース」に、また1人を宮崎県日南市（姉妹都市）の「つわぶきマラソン大会」に派遣しています。なお、この大会は毎年12月に開催される愛知駅伝の犬山代表一次選考会も兼ねており、市民を中心に毎年6千人を超える申込みがあります。

【読売犬山ハーフマラソン】

10キロとマラソンハーフの2部門を設定し、（公財）日本陸上競技連盟の公認コースを走る競技性の高いマラソンです。実業団チームや大学陸上部からのエントリーも多く、全国から1万人近くの申込みがあります。中でも、ハーフマラソンは予想タイム別に、「豪傑」「猛者」「つわもの」「初陣」の4部門を設け、大会を特徴づけています。

■歴史まちづくり課 「学びを広げる」

1. 基本的な考え

「まちづくり」は「ひとづくり」の基本理念のもと、「犬山」固有の歴史的・文化的資源を再発見・再認識することにより、地域を愛し、郷土に誇りを持つ人材の育成を推進・促進し、地域とともに成熟した「市民社会」の構築を図ります。

2. 方針

犬山市には、国宝犬山城天守、重要無形民俗文化財犬山祭の車山行事、史跡東之宮古墳、青塚古墳などの国指定文化財や旧磯部家住宅、旧堀部家住宅などの登録有形文化財建造物があり、また、県指定文化財の神明社楼門や妙感寺古墳、市指定文化財の敬道館跡、木ノ下城跡などがあります。さらに、指定等を受けた文化財のほかにも、歴史上価値の高い資源として、市内各地に連綿と継承されている伝統行事など多種多様な文化資産が数多く存在します。これらの文化財を保護するとともに、地域固有の歴史的文化資産を保存及び活用するため、平成21年3月に国の認定を受けた「犬山市歴史的風致維持向上計画」に基づき、「歴史都市犬山」の実現を目指したまちづくりを進めます。

3. 施策

目標1 歴史・文化財の保存・活用を図ります。

◇犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的資産の保存や管理、史跡・天然記念物の管理、犬山祭の伝承保存に対して補助を行うなど、市内文化財の保存と活用を進めます。

施策1 犬山城城郭遺構調査事業

犬山城跡の保存のため、これまでの調査成果をまとめた犬山城総合調査報告書の作成や、関係者との調整を行い国指定史跡を目指します。史跡指定後には保存管理計画を策定し、計画に基づいた適切な保存、管理を行います。



施策2 犬山城天守耐震診断事業

昭和36～40年にかけて大修理を行った犬山城天守に経年劣化が見られるようになってきました。これまでに実施してきた耐震診断などの調査の成果をもとに、今後、修理基本計画を策定し、計画に基づいた適切な修理を進めます。



施策3 史跡東之宮古墳整備事業

史跡整備に向けて、関係者との協議を進めながら、課題の整理を行います。また、東之宮古墳を市内外への周知するための普及啓発活動を推進します。



施策4 民俗文化財保存伝承事業

文化財の保存伝承における後継者育成は、少子高齢化の時代にあって、今日的な課題となっていることから、後継者育成をも含めた総合的な支援を行っていくため、神楽屋形、伝統行事等に使用される道具などの保存修理及び新調、後継者育成事業に対して助成を行います。



施策5 犬山祭車山保存修理補助事業

国指定重要無形民俗文化財「犬山祭の車山行事」に関連する保存修理は、専門家で構成する「犬山祭伝承保存委員会」において方針が協議・決定され、文化庁の指導と専門家による監修の下で実施します。

また、平成28年の「山・鉦・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、愛知県内の国指定「山・鉦・屋台行事」が所在する津島市・愛西市・知立市・半田市・蟹江町とともに普及活動を行います。



施策6

「歴史的風致維持向上計画」の推進に関する事業

「歴史都市犬山」の実現に向けて、犬山城、城下町及び木曾川を一体とした犬山城城下町の歴史的な資産を活かしたまちづくりについて検討を行います。また、歴史的な資料の収集・蓄積のため、古地図や文献等の調査を行います。その他、効果的に歴史的風致維持向上を図るために、補助事業の活用検討や重点区域の検討など、計画の見直しについてもあわせて検討します。また、城下町地区における防災対策の現状や課題等について、計画に追記します。



目標2 歴史・文化のネットワークづくりを進めます。

◇所管施設を拠点とする歴史・文化のネットワークの構築を促進します。市民や学生の参加のもと、市内各地域で歴史・文化をテーマにした相互交流が行われるための環境をつくります。

施策7

青塚古墳史跡公園活用・管理事業

青塚古墳史跡公園では、平成24年度より3年間の長期継続契約を締結して、文化財の普及・啓発を目的とした団体である特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークに施設管理を委託しています。平成27年度以降も引き続き、史跡公園の活用と管理に対する市民の参加を促し、利用者のニーズに合った運営を推進していきます。



目標3 城下町地区の整備を進めます。

◇城下町地区に残る文化財的価値の高い建造物を保存し、伝統的な町並みを後世へ継承します。伝統的建造物群保存地区指定を視野に入れ、人々の営みとまちのたたずまいが形成する良好な市街地環境の維持向上を図ります。

施策8

伝統的建造物保存事業

犬山市の城下町地区において、登録有形文化財建造物などの伝統的建造物の保存を図るため、修理基準を定め、修理の監修や、保存・活用に関する助言、保存修理費用に対する補助などを行います。また、市内の伝統的建造物の調査を行い、貴重なものについては、文化財登録するなどして、保存を進めます。今後も補助や調査を継続的にを行い、伝統的建造物の保護を推進していきます。



第4章 計画の策定と実現

1. 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、行政だけでなく、関係機関・団体が連携しながら一体となって進めていくことが重要です。特に、次代を担う子どもたちについては、健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組みを次のように進めていきます。

(1) 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉や子育ての分野をはじめとする市長部局の関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもの教育環境に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の教育行政に関する意識を高めていきます。

(2) 学校との連携

学校の教育環境を的確に把握するために、学校現場と連携を密にして情報を共有し、学校と教育委員会事務局が協働できるよう連携を深めます。

(3) 保護者・地域との連携

各施策を具体的に進めていくために、保護者、地域住民などのニーズを把握するよう努めます。また、諸事業の実施に当たり、保護者や地域住民をはじめ、関係機関・団体の理解や協力を求め、地域全体で教育を進めていきます。

(4) 国、県との連携

国や県に対し、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画の進行管理

この計画を着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、必要な見直し等を行い、効果的かつ有効的な事業を進めていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の中で、この計画で示した事業の達成状況・効果等について、担当課による自己評価及び教育委員からの意見に加え、学識経験を有する者の知見を活用した評価等の多角的な視点から評価と進行管理を実施していきます。

また、その結果を議会に報告し、広報誌やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

